

特定非営利活動法人 WE21 ジャパン・たかつ役員報酬規程

第1条（目的）

法人の運営委員ならびに監査委員（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員報酬は月額報酬とする。
2. 月額報酬は、役員報酬一本とし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。
3. 通勤交通費は実費を支給する。

第3条（決定方法）

月額報酬は、運営委員会において決議する。

第4条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第5条（長期欠勤中の取り扱い）

病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員報酬は支給しない。

第6条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割り計算を行わず、1ヶ月分を支給する。

第7条（報酬の改定）

各役員月額報酬の改定を行うことがある。

第8条（計算期間並びに支給日）

1. 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末迄とする。
2. 役員への月額報酬（使用人兼務役員の使用人部分給与を含む）の支給日は翌月5日とする。
ただし、支給日が休日にあたるときはその前日に支払う。

第9条（臨時緊急措置）

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、運営委員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

付 則

この規程は平成24年4月1日より施行する。